

千民児協第54号
令和8年5月29日

関東ブロック都県・政令指定都市
民生委員児童委員協議会会長 様

関東ブロック民生委員児童委員連合会
(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会
会 長 小林 眞智子



**令和8年度（第86回）関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会
会費の納入について（依頼）**

平素は、本会の運営及び民生委員児童委員活動の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙「各種案内」をご確認のうえ、貴会宛請求書によりご納入くださいますようお願い申し上げます。

その他、本大会につきまして、何か不明点等ございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

<大会全般に関するお問い合わせ>

(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会（渡辺・相田・黒岩・出口）
(住 所) 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内
(TEL) 043-246-6011 / (E-mail) chiba86@chiba-minkyo.or.jp
(大会HP) <https://chiba-minkyo.or.jp/kanburo-chiba86/>

都県・指定都市民児協 定数及び会費一覧

(令和8年4月現在)

No.	都県・指定都市民児協名	定数(人)	会費(円)
1	一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会	5,330	106,600
2	栃木県民生委員児童委員協議会	4,028	80,560
3	群馬県民生委員児童委員協議会	4,245	84,900
4	一般財団法人 埼玉県民生委員・児童委員協議会	9,676	193,520
5	公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会	7,846	156,920
6	東京都民生児童委員連合会	10,771	215,420
7	神奈川県民生委員児童委員協議会	4,665	93,300
8	一般財団法人 新潟県民生委員児童委員協議会	3,494	69,880
9	山梨県民生委員児童委員協議会	2,538	50,760
10	長野県民生委員児童委員協議会連合会	5,264	105,280
11	静岡県民生委員児童委員協議会	4,419	88,380
12	さいたま市民生委員児童委員協議会	1,476	29,520
13	千葉市民生委員児童委員協議会	1,526	30,520
14	横浜市民生委員児童委員協議会	4,756	95,120
15	川崎市民生委員児童委員協議会	1,674	33,480
16	相模原市民生委員児童委員協議会	936	18,720
17	新潟市民生委員児童委員協議会連合会	1,375	27,500
18	静岡市民生委員児童委員協議会	1,212	24,240
19	浜松市民生委員児童委員協議会	1,345	26,900
計		76,576	1,531,520

※上表「定数」は、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）全体の定数です。

※会費額の積算基準は「定数×（一人当たり）20円」です。

関東ブロック民生委員児童委員連合協議会について

昭和35年10月、千葉県銚子市において開催された関東ブロック民生事業研究協議会に「関東ブロック各都県市において、民生委員児童委員の有機的な組織化」を急速に実現するようにと提案があり、昭和36年8月28日、千葉県船橋市で各都県市代表者打合会を開催し、この問題に対し慎重審議の結果、今後、民生事業の統一ある活動を進めるとともに、同労者としての精神的団結を固めるためには、関東ブロックにおいて民生委員児童委員の組織化は必要且つ当を得たものとし、全員の賛同を得て、昭和36年11月13日、群馬県草津町において開催された関東ブロック民生事業研究協議会の際に関東甲信越静民生委員児童委員連合協議会を設立した。

その後、昭和50年5月16日の理事会において、名称を関東ブロック民生委員児童委員連合協議会に改めた。平成22年6月24日の理事並びに事務局長合同会議において規約の一部が改正された。

関東ブロック民生委員児童委員連合協議会 規約

第1条 本会は関東ブロック1都10県8市の民生委員児童委員をもって組織する。

第2条 本会は民生委員児童委員の相互の緊密なる連絡を図り、民生委員児童委員活動の進展に資することをもって目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会の開催
- (2) 各都県指定都市民生委員児童委員代表者会議の開催
- (3) その他必要とする事項

第4条 本会に会長1名、副会長1名、理事17名を置く。

- 2 役員の任期は1年とする。

第5条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は民生委員児童委員1人について20円とする。
- 3 会費は定数をもって納入する。

第6条 本会の事務局は会長の所に置く。

附 則

この規約は、昭和55年4月22日から施行する。

この規約は、平成元年4月27日より施行し、会費改定については平成2年4月1日より適用する。

この規約は、平成2年4月20日から施行する。

この規約は、平成4年4月23日から施行する。

この規約は、平成14年6月6日一部改正し、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成17年6月16日一部改正し、同日施行する。

この規約は、平成19年6月14日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年6月24日一部改正し、同日施行する。